

R3.6 「岡谷市地域公共交通活性化協議会」意見

岡谷市地域公共交通活性化協議会

長野県「地域間幹線系統車両取得計画に「アルピコ交通(株)岡谷・茅野線の車両取得計画(1台)」を位置付けることについて

- 本線は、茅野市から岡谷市を横断する地域にとって重要な路線バスである。
- 特に、岡谷市内では重要な幹線道路を運行路線としており、利用客も多い。
- こうした重要なバス路線でありながら、コロナ禍や人口減少に伴い、利用客が減少していることから、運行会社が厳しい状況であると推察しているが、住民の生活移動手段として本線の運行は欠かせない。
- また、本線を運行している車両は、車齢が24年～25年となっており老朽化が進んでいるほか、構造も古いため、超低床バスへ車両更新することにより高齢者や障がい者等への利便性及び安全性の向上が図られる。
- 以上のことから、本線車両取得計画を計画に位置付けることを要望する。

## 地域間幹線系統車両取得計画

令和3年6月30日

(住所) 松本市井川城2丁目1番1号

(名称) アルピコ交通株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 小林 史成 印

## 1. 新規車両の導入を予定する幹線系統名、区間及び導入予定年月

系 統 名 : 本線  
 運 行 区 間 : 岡谷駅 ~ 茅野駅  
 導入予定年月 : 令和4年7月

## 2. 車両の取得に係る目的・必要性

生活交通路線を運行する車両の老朽化に対応するため、新たに超低床型車両(ノンステップバス)を導入し、燃料費・車両修繕費の改善を図るとともに、高齢者等の利用者へのサービス向上を図る。

## 3. 車両の取得に係る定量的な目標及び効果

## (1) 新規車両導入に係る目標

老朽化した車両との代替を行なうことで、燃料費・車両修繕費の削減を図る。

【定量的な目標】 運行車両の平均燃費 2.98km/ℓ → 3.20km/ℓ

## (2) 新規車両導入に係る効果

超低床型車両(ノンステップバス)を導入することで、沿線地域生活者・交通弱者の移動性を確保し、地域住民の活動の活発化が期待できる。

## 4. 車両の取得の概要

車両取得台数	1台
車両購入予定費	25,200,000円

## 5. 費用負担額(車両減価償却費+金融費用)

	国	県	その他	事業者
初年度	404千円	404千円	円	426千円
2年目	1,603千円	1,603千円	円	1,684千円
3年目	1,579千円	1,579千円	円	1,661千円
4年目	1,556千円	1,556千円	円	1,635千円

5年目	1,532千円	1,532千円	円	1,609千円
6年目	1,133千円	1,133千円	円	1,190千円
残価保証額 (期間終了後買取)	-	-	-	2,523千円
合計	7,807千円	7,807千円	円	10,728千円

※添付書類(県に提出する際、以下の書類を添付してください。)

- ・表7(車両の取得を行う事業者)
- ・見積書の写し
- ・金融費用積算書類
- ・車両取得に係る市町村等の協議状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県茅野市ちの 3419-6

(所 属) 中南信支社 茅野営業所

(氏 名) 齊藤 敦

(電 話) 0266-72-7141

(F A X) 0266-72-0815

(e-mail) saito.atsushi@alpico.co.jp

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者

又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

ファイダーシステム：一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者  
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額

(地域公共交通再編実施計画に位置付けられた系統については、車両購入費の一括補助も可)

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

- ※補助対象経費の限度額
- ① ノンステップ型車両：1,500万円
- ② ワンステップ型車両：1,300万円
- ③ 小型車両：1,200万円
- ④ 都市間連絡用車両：1,500万円

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

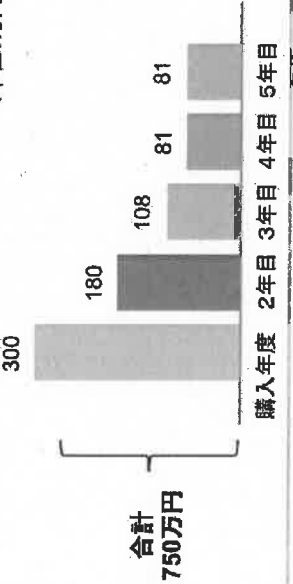
- ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
- ・主として地域間幹線又は地域内ファイダーの補助対象システムの運行の用に供するもの
- ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
  - ① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
  - ② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
  - ③ 小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
- ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象システムの運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法(残存価額×0.4)を用いて5年間で償却する場合＞

(単位：万円)



車両購入に係る減価償却費・金融費用を5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、年2.5%が上限

公有民営補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合＞

